

# 大阪府環境影響評価審査会運営要綱

平成 10 年 6 月 8 日

平成 17 年 6 月 9 日 一部改正

平成 18 年 9 月 1 日 一部改正

大阪府環境影響評価審査会会長決定

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成 10 年大阪府規則第 36 号）第 11 条の規定に基づき、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (調査)

第 2 条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和 27 年条例第 39 号）第 1 条の表中の調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を行うことができる。

2 前項の調査は、会長が専門調査部会として招集する。

3 専門調査部会は、原則として別表のとおりとし、会長は事案に応じて合同して招集することができるものとする。

## (現地調査)

第 3 条 審査会は、前条第 1 項の調査の対象となる事案について、当該事案に係る事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。

2 現地調査は、会長が現地調査会として招集する。

## 別表

	専門調査部会の種類	担当する環境項目
1	大気専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境
2	水質専門調査部会	水質・底質、地下水、土壌汚染、水象
3	騒音専門調査部会	騒音、振動、低周波音
4	景観専門調査部会	景観（歴史的・文化的景観を除く。）
5	自然環境専門調査部会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
6	文化財専門調査部会	文化財、景観（歴史的・文化的景観）
7	廃棄物専門調査部会	廃棄物、発生土
8	総括専門調査部会	技術指針に定める全環境項目